（公正取引協議会の設置） **第６条**　（略） ２　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。 （公正取引協議会の事業） **第７条**　公正取引協議会は次の事業を行う。 ⑴～⑼　（略） （違反に対する調査） **第８条**　（略） ２　（略） ３　公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、３万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 （違反に対する措置） **第９条**　公正取引協議会は、第３条から第５条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨第３条から第５条までの規定に違反する行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。 ２・３　（略） （規則の制定） **第11条**　（略） ２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	（公正取引協議会の設置） **第６条**　（略） ２　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもつて構成する。 （公正取引協議会の事業） **第７条**　公正取引協議会は次の事業を行なう。 ⑴～⑼　（略） （違反に対する調査） **第８条**　（略） ２　（略） ３　公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、３万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 （違反に対する措置） **第９条**　公正取引協議会は、第３条から第５条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行つた事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨第３条から第５条までの規定に違反する行為を再び行なつてはならない旨を文書をもつて警告することができる。 ２・３　（略） （規則の制定） **第11条**　（略） ２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

一　この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　この規約の施行の日から平成三十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入されるナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードについては、なお従前の例によることができる。

三　規約第三条第一項第二号アにおいては、平成二十八年七月八日まで製造され、加工され、又は輸入されるナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードについては、なお従前の例によることができる。

○消費者庁告示第六号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、削りぶしの表示に関する公正競争規約（昭和四十四年公正取引委員会告示第五十三号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十九日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費者庁長官　岡村　和美

一　全国削節公正取引協議会（会長　秋元　一喜）の申請に係る削りぶしの表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十九年九月二十日付で認定した。

二　規約に係る事業の種類

削りぶしの製造販売業及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

削りぶしの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあつては「変更部分」と、変更後の欄にあつては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、削りぶし（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （定義） **第２条**　この規約で「削りぶし」とは、次に掲げるものをいう。 ⑴　かつお、さば、まぐろ等の魚類について、その頭、内臓等を除去し、煮熟によってたん白質を凝固させた後冷却し、水分が26％以下になるようにくん乾したもの	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、削りぶし（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （定義） **第２条**　この規約で「削りぶし」とは、次に掲げるものをいう。 ⑴　かつお、さば、まぐろ等の魚類について、その頭、内臓等を除去し、煮熟によつてたん白質を凝固させた後冷却し、水分が26％以下になるようにくん乾したもの